議題2：休日・夜間における公用車の交通事故への対応について（尾張旭市提出）

市 名		各 市 の 状 況
1	名古屋市	全庁的に統一しておらず各局区室にて対応
2	豊橋市	本市も、保険会社は全国市有物件災害共済会のため休日及び夜間は営業時間外であり、事故が発生した場合には事故を起こした部署が初動対応を行い、後日事故担当者に報告があります。 被害者が病院で診療を受けた際には、病院側に治療費の支払いの保留をお願いするか、それがだめなら被害者に立替払いをお願いし領収書の保管をお願いし、後日、全国市有物件災害共済会に事故等の一報を報告し指示を仰いでいます。
3	岡崎市	本市も貴市と同じ保険会社（全国市有物件災害共済会）に加入しています。 休日・夜間に関係なく、支払いは病院に待っていただくようお願いしています。
4	一宮市	市の業務時間の内外に係わらず、公用車で交通事故事故を起こした場合は、運転していた職員と当該職員の所属部署及び総務部管財課が対応し、全国市有物件災害共済会が初動対応を行うことはない。 議題の例にある夜間の事故であっても、人身事故であれば、最終的には市が自賠責保険に請求することになるので、市有物件が対応することはない。 ※市内でおこる公用車の事故は、相手が市民であることが多く、市が加害者の事故であれば、保険会社に任せるのではなく、市の職員の誠意ある対応がその後の示談交渉を円滑に進めることになると考えます。
5	瀬戸市	翌日及び翌営業日に連絡をもらっています。
6	半田市	当市は共済会の基本契約としているため、事故を起こした職員及びその所属長が事故対応することとしています。被害者の方には立て替え払いをお願いし、後日賠償金を支払うこととしています。
7	春日井市	保険会社の営業時間外に事故が発生した場合、営業時間内に比べ、被害者の方にご迷惑をお掛けすることがあるかもしれませんが、相手に不信感を抱かせないよう、できる限り丁寧な対応をとるよう呼びかけています。そのうえで、後日保険会社にきちんと引継ぎができるよう、事故発生時に職員がとるべき対応を書類にまとめ、各車両の鍵入れに入れて、スムーズに事故が解決するように努めています。
8	豊川市	時間帯などを問わず全て、市が初動対応を行っています。休日や夜間の場合の事例はございません。
9	津島市	当市においても同様に事後対応となるため、各市の状況を参考に、今後の対応を検討したい。
10	碧南市	事故の状況等にもによるが、病院に事情を説明し、後日の支払いとする。
11	刈谷市	本市も全国市有物件災害共済会に加入しています。 休日及び夜間の対応については、人身事故等の事例が少ないこともあり、今まで不都合が生じたことはありませんが、そのような場合では、例にもあるように被害者の立替払いとなることも考えられます（平日時間中に、同様に立替払いとしたことはあります）。他市の対応を参考にさせていただきたいと思います。
12	豊田市	当市で過去に発生した同様の事例では、病院側が制度の理解をされており、立替払いをすることなく対応できた。病院側が当該制度を理解されることで解消されるかと思われるが、多くの自治体が「全国市有物件災害共済会」に加入している現状を踏まえ、共済会側から何らかのアクションが必要かと思われる。

議題2：休日・夜間における公用車の交通事故への対応について（尾張旭市提出）

市名		各市の状況
13	安城市	本市も貴市と同様に「全国市有物件災害共済会」の共済に加入しています。 現状では民間任意保険加入等の検討はしていません。
14	西尾市	交通事故が発生したときの初動対応については、運転者及び報告を受けた所属長が関係法令の規程に従って適切な措置をとるように各課かいに依頼しております。当日の治療費の負担については、事故の発生状況、相手方の怪我、想定される過失割合等を考慮の上、総合的に判断すべきか と思われますが、いずれの場合においても、市の責任を果たし、事故の早期かつ円満な解決につながる対応をすべきかと考えます。
15	蒲郡市	休日、夜間に限らず事故の初動は、事故を起こした職員が個別で対応にあたっています。夜間での事故の対応経験はありませんが、例のような事案があった場合、当市の対応も立替払いをしていただいた後、後日、精算を行う対応となったと思います。
16	犬山市	当市の公用車も全国市有物件災害共済会の自動車共済へ加入しています。 休日・夜間対応については、尾張旭市と同様、まずは被害者側で一旦費用負担してもらうことになります。 ※当市では休日・夜間における損害賠償責任の発生した事故の事例はありません。
17	常滑市	当市も全国市有物件災害共済会に加入していますが、これまでそういったケースはないと思われます。 当市の場合、休日・夜間の事故は、市民病院へ搬送されることが想定されますので、市の職員が付き添い、市民病院には、後日、共済会の担当者から連絡がある旨を伝え、共済会から治療費の支払いをすることになると思われます。（現状、市民病院とは覚書のようなものを交わしているわけではない）
18	江南市	江南市では、近年このような事例はありませんが、 事故の状況により必要に応じて臨機応変に対応していきます。
19	小牧市	本市も公益社団法人全国市有物件災害共済会に加入しているため、休日及び夜間については市が初動対応を行っています。原則、治療費の支払いは共済会からとしており、病院へ支払いを翌営業日まで待ってもらうよう依頼しています。なお、近年、当日に治療費の支払いが必要となる事例はありません。
20	稲沢市	本市においては、休日や夜間の公用車での事故は前例がなく、貴市と同じ初動対応を行うと思われる。また、保険会社との対応は、営業日及び営業時間に連絡を取る形となる。
21	新城市	これまでにこのような事例はありませんが、議題要旨にある対応と同様になると思われます。
22	東海市	対人・対物保険については民間の保険会社に加入しており、原則24時間の対応が可能となっています。
23	大府市	事故時の際の運転者の初動マニュアルは作成してありますが、休日・夜間等の対応については、所管課及び事故担当の総務課職員での対応となります。
24	知多市	当市も全国市有物件災害共済会に加入しているため、営業時間外は被害者の方に立替払いを依頼することになります。
25	知立市	事例はありませんが同様の事例が発生した場合は、被害者に立替払いで対応していただく事になると思います。
26	尾張旭市	本市では、休日及び夜間の公用車の交通事故については、市が初動対応を行っております。 そのため、被害者が病院で診察を受ける場合には、市から病院に治療費の請求を待っていただくように依頼し、治療費の当日支払いが必要であれば、被害者に立替払いをしていただいております。

議題2：休日・夜間における公用車の交通事故への対応について（尾張旭市提出）

市名		各市の状況
27	高浜市	前例がないため、回答できません。 ただ、例と同様の事故が起きた場合に、やはり市職員が立て替えることは問題があると思われるので、同様に被害者に一時的な負担をお願いすることになると思われます。
28	岩倉市	本市で保有するすべての車両は、保険会社として全国市有物件災害共済会に加入しています。 事故が発生した場合は、保険会社の営業時間中であるか否かにかかわらず、市が初動対応を行っています。市が加害者となり、相手方が治療した場合には、第三者行為となり市が支払いの義務を負うことになります。しかし、実態として、事故発生時に市が全面的に過失があるか判断するのが難しいこと、また、市に全面的な過失があると判断されたとしても、会計上直ちに市が支出することが困難であることなどの理由により、市が事故の直後に相手方に代わって医療機関に治療費を支払うのは困難となります。したがって、医療機関に対しては、事故により生じた負傷であることを伝え、可能であれば請求を猶予してもらうか、または相手方に立替払いをしてもらう等の取扱いをしています。
29	豊明市	現状、そのような案件はないが、同様に体制が整っていないため、今後検討する必要がある。
30	日進市	本市で加入している保険会社（一般財団法人全国自治協会）は、休日及び夜間の事故対応の際には、フリーダイヤルにて24時間事故受付対応が可能。
31	田原市	貴市と同様、人身事故があった際、医療費の支払いは本人〈被害者〉に立替払いをしていただき、後日保険会社（市有物件）から直接本人〈被害者〉に支払いをした経緯があり、今後も同様な対応になると思われる。
32	愛西市	①交通事故を起こした職員が警察に連絡して、現場で立ち会ってもらう。 ②対人・対物事故である場合には、相手方の名前と連絡先を聞き取ってもらい、後日、市側で加入している保険会社の者から連絡させていただく旨を伝える。 ③治療費の当日払い分については、一旦相手方に支払ってもらい、当日支払い分も含む治療に係る諸経費について、後日、保険会社から連絡させていただく旨を伝える。
33	清須市	保険の手続きは事後となるため、手続き前に必要となる費用については、一旦は自己負担をお願いする事になると思われます。
34	北名古屋市	使用したことはないが、当市が加入している一般財団法人全国自治協会には、夜間・土日祝の事故受付のフリーダイヤルが設置されているので、今後の対応を相談できるようになっている。 休日等の初動対応は基本職員だが、対応等の取り決めはない。
35	弥富市	弥富市は、全国自治協会の公有自動車損害共済に加入しており、夜間、土日、祝日の事故受付があるため、そちらへ連絡をして対応しています。
36	みよし市	本市も全国市有物件災害共済会へ加入している。事故が発生し、休日や夜間に被害者が病院で受診されたという前例はないが、仮に発生した場合は、医療機関と交渉するなど、議題提出市と同様の対応になると思われる。
37	あま市	休日・夜間の初期対応については、使用者において対応することとしています。
38	長久手市	長久手市は（一財）全国自治協会（自動車損害共済）に加入していますが、対応については尾張旭市と同様の取扱いとなっています。